

第十九回国会 衆議院 農林委員會 議錄 第五十三号

昭和二十九年五月二十八日(金曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 井出太郎君
理事 足立 篤郎君
理事 網島 正興君
理事 金子重郎君
理事 川俣 清音君

秋山 利恭君
佐藤 善一郎君
松岡 俊三君
吉川 久衛君
足鹿 覺君
井手 以誠君
中村 時雄君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君
農林事務官(大臣官房長) 渡部 伍良君
農林事務官(畜産局長) 大坪 藤市君
農林事務官(蚕糸局長) 寺内 祥一君

委員外の出席者

農林事務次官 東畑 四郎君
農林事務官(農林経済局統計調査部長) 安田善一郎君
農林事務官(食糧庁業務第一部長) 伊東 正義君
農林技官(畜産局職務局長) 井上 綱雄君
專門員 難波 理平君
專門員 岩隈 博君
專門員 藤井 信君

五月二十七日

大製パン工場設置反対に関する請願(中村庸一郎君紹介)(第五一〇一号)
農業改良普及事業費国庫補助等に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五一一一号)

桑樹凍霜害対策確立に関する請願(鈴木正文君紹介)(第五一一二号)
保温折衷苗代設置に要する温床紙購入費国庫補助に関する請願(井出太郎君紹介)(第五一一二一号)
木炭公營検査強化に関する請願(井出太郎君紹介)(第五一一二二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

食糧に関する小委員会の小委員及び小委員長の選任
小委員及び小委員長の補欠選任
日本中央競馬会法案(内閣提出第一二六号)

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第一八一号)
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(芳賀貫君外四名提出、衆法第四五号)

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)
食糧管理に関する件
凍霜害等災害対策費に関する件

○井出委員長 これより会議を開きます

先日本委員会に付託になりました内閣提出繭糸価格安定法の一部を改正する法律案を議題としたし審査に入ります。まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。平野農林政務次官。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案
繭糸価格安定法の一部を改正する法律

繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の四条を加える。

(繭取引に関する協定等)

第十条の二 農業協同組合又は農業協同組合連合会から繭の売買に関する法律第百三十二号)第十条第一項第十一号の団体協約又は繭の売買契約を締結した旨の申込を受けた繭需要者(生糸の製造を業とする者及び省令で定めるその他の繭の需要者をいう。以下同じ。)

は、当該団体協約又は売買契約に係る繭の価格又は対価の支払方法若しくは時期に於いて協定、契約又は共同行為(以下「協定等」という。)をすることができ、

2 前項の規定による措置をもつてしてもなお繭の価格が著しく高く定まることを防止するのに不十分であり、その結果生糸の価格がその最高価格をこえ、その輸出を阻害するおそれ著しいと認められる場合において、農林大臣が一年をこえない範囲内において一定の期間を定めたときは、繭需要者は、当該期間内においては、繭の価格、対価の支払方法若しくは時期、購入数量又は購入の相手方に関して協定等を行うことができる。

3 繭需要者は、第一項又は前項の協定等について、省令で定めるところにより、農林大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた協定等の変更についてもまた同様とする。

4 農林大臣は、前項の認可の申請に係る協定等又はその変更が左の各号に該当する場合でなければ、同項の認可をしてはならない。
一 その協定等により不当に利益を得ることとなるものでないこと。
二 その内容が不当に差別的でないこと。
三 その協定等に参加し、又はその協定等から脱退することを不当に制限しないこと。

5 前項の規定により繭需要者が農林大臣の認可を受けている協定等については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、適用しない。但し、不公正な取引方法を用いるとき、又は不当に繭の価格を引き下げることとなるときは、この限りでない。

6 繭需要者は、第一項又は第二項の協定等を廃止しようとするときは、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

第十条の三 農林大臣又は都道府県知事は、繭需要者が前条第一項又は第二項の協定等により養蚕業者が直接又は間接に構成する団体と繭の売買に関する契約を締結する場合において、当該契約を円滑に成立させるため必要があるとき、認めるときは、当該契約の当事者に対し、価格等につき必要な勧告をすることができ、

(協定等に関する命令)

第十条の四 農林大臣は、その指定する年における繭の購入数量の合計がその年における繭の総生産量のおおむね十分の八以上を占める繭需要者が参加して繭の価格又は対価の支払方法若しくは時期に関する協定等がなされている場合において、省令で定めるところにより、当該協定等からその申出があり、且つ、当該協定等をもつてしてもなお第十条の二第二項に規定する事態を除去することができな

いと認めるときは、当該協定等に参加し、若しくは、省令で、繭の価格又は対価の支払方法若しくは時期に関する制限を定め、繭需要者のすべてに対し、これに従うべきことを命ずることができ、

(公正取引委員会との関係)
第十条の五 農林大臣は、第十条の

二第二項の一定の期間を定めようとするとき、又は前条の省令を定めようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならぬ。
2 農林大臣は、第十條第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

第十一條を次のように改める。
(農産維持のための特別措置)
第十一條 政府は、第二條の規定による生糸の買入によつてもなお繭の価格が、政令で定めるところにより、その生産費の額を基準として、生糸の価格及び物価その他の経済事情を参しやくして農林大臣の定める額を下るおそれがあると認められる場合において、農林大臣の指定する農業協同組合連合会があらかじめ農林大臣の承認を受けて乾繭の保管をしたときは、予算の範囲内において、その保管に要した経費につき、補助金を交付することができる。

第十七條第二項中「前項の政令」を「第一項の政令又は前項の省令」に、「同項の規定」を「前二項の規定」に改め、「同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 第十條の四の規定に基く省令の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正

第十五條ノ二を削る。
第四十八條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
第四十九條中「若ハ第二号」を削る。

○平野政府委員 ただいま上程せられました繭糸価格安定法の一部を改正する法律案の理由を御説明いたします。

繭糸価格安定法が制定されました以後の問題点を検討いたしますのに、まず第一にあげなければならぬのは糸価がいわゆる安定帯価格を突き破つた場合の措置が不備であることでありまして、禁止価格制度の行き詰まりもまたこれに起因すると申さねばなりません。御承知のように、政府は、最低価格で生糸を買入れ、最高価格でその保有する生糸を売り渡すことによつて糸価を安定帯価格の範囲内に入れ、これによつて輸出の振興と蚕糸の経営の安定をはかるといふのが法の目的となつております。

しかるに政府は手持の生糸を全然保有することなく同法を実施いたしましたために、昨生糸年度以来見られましたような糸価の高値に對しては、糸価安定特別会計の市場に對する支配力は皆無なのであります。従いまして糸価を安定帯価格の中に追ひ込む措置を積極的に行はして繭糸価格安定制度のこの入れをはかる必要があるわけでありませぬ。

のみによつてただちに蚕糸業の安定が実現すると考へてゐるわけではありませぬ。政府は、最低価格による生糸の買入れによつてもお繭の異常な低落を防止することができないときは、必要な措置を行うことになつておりますが、それではいかなる価格のラインでの緊要な問題が現在の規定では不明確なのであります。万一の事態に備へてより具体的な措置を講じ、もつて養蚕農民が安心して繭の生産に励み得るようにする必要があるわけでありませぬ。

戦前より重要な輸出品である生糸の輸出を確保するためには、少くとも以上掲げました基本的な問題の解決を迫られてゐる次第でありまして、本改正法案もその解決を以てして、本改正内要につきましてその概略を御説明申し上げます。

第一は、農業協同組合を中心とする共同販売体制の実情に即応して繭取引の安定を確保するため、繭取引に關する繭需要者の協定を許容することでありませぬ。すなわち、第一点は、従來認められていた繭需要者の繭協定のみによつては内渡金、後払金等の問題がいろいろありまして、對価の支拂い方法、時期等についての協定も認め、これらの点を協定で明らかにし得ることとしたわけでありませぬ。

並びに共同販売体制の強化をはかり、非常事態を乗り切り得るよう措置しようとするわけでありませぬ。なお、右の協定を農林大臣の認可制として、適正妥協協定を確保したいと考へております。

第三点は、このように協定を中心とした繭取引の安定を強化することによつて糸価が最高価格を越えることを防止するのが本改正の大きなねらいであります。このためには一部のアウトサイダーによつて協定を攪亂されることを防止する必要がありますので、一定の条件を整へば、農林大臣は繭需要者のすべてに對し協定に従うよう規制を加え得ることとした次第であります。

第二は、繭維持のための具体的な措置を講じたことでありませぬ。政府は、最低価格による生糸の買入れによつてもなお繭の低落を防止することのできない場合におきまして、政令で繭の一定の価格を定め、この価格を下るおそれがあると認めるときは、繭の需給の安定及び繭の値上り待ち等のため農業協同組合連合会が行う乾繭の保管に對しまして、その保管に要した金利、倉敷料等の経費について助成をすることとしたことでありませぬ。幸い、この繭糸安定措置が具体化すれば、生糸の買入れ、売渡し措置と相まつて蚕糸業の安定の上に大きな役割を果すものと考へる次第であります。

以上がこの法案提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決されることをお願いする次第であります。

○井出委員長 暫時休憩いたします。
午前十一時十六分休憩

午後二時五十七分開議
○井出委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

これより食糧管理制度等の食糧問題について調査を進めます。政府は昨年食糧管理制度について再検討を加えていられることは、すでに過般の本委員会における説明にもあつたところでございますが、この際食糧対策協議会における論議の概要、その他現在の状況について政府より説明を求めるといたしました。

○東畑説明員 食糧対策協議会につきまして、先ほど委員長の申されましたように、昨年末さういふ制度を設置いたしました。現下いろいろ問題のあります食糧管理制度の根本的解決をやるべき問題について、各方面の学識経験のある方の御意見を聞きたいというのであります。

一月から正式の委員會を開きますこと八回でございます。なお一回懇談的な會合を別にやつておりまして、前後を通じて九回になつております。速記はとつておりまして、その速記をお配りしておるといふのが現状であります。各方面の立場の方がおられますので、この御意見も非常に各方面にわたつております。政府といたしましては、普通の諮問委員會でございますけれども、政府案というものを提示いたしまして、御意見を聞くというものを一切いたして御意見を願います。委員の方にどん／＼と御発言を願ひまして、それを速記し、その要点を整理して、その中からおのずから歸一する一つのものを見つつけようという考へ方

をとつております。各委員の御意見も相当ありまして、まだ御発言にならぬ委員の方が若干名残つております。もう数回これをやらざるを得ないのでありまして、まだ政府としてこれをとりまとめる段階にはなつておりません。ただ多く出ます根本論としての総論的な意見は、おのずから集荷対策、配給対策という問題に帰してあります。米価そのものの問題は、米価審議会等がありますので、そういう御意見はまだありません、漠とした意見があるだけではありません。根本論におきまして若干の委員の方に自由販売制をとられます方もございますけれども、大きな大綱的な意見としては、方向としては自由の方向へ行くが、今、二十九年産米そのものを自由とするか、あるいは供出後の自由販売をやるという事は、もう少し慎重にやつたらどうかという意見が実は非常に多いのでございます。若干の委員の方に、実は供出後の自由販売をすぐやれ、こういう御意見がございまして、大綱は、そういう御意見は今のところ出ておりません。

それらか集荷につきましては、どの御意見も今の制度ではおかしいではないか、何か一つこれを考えろという意見が大勢を占めております。具体的にこうしたいという御意見は、地方長官で来ておられる委員の方からは若干ございまして、ただこれを改善せよという意見が多いのでございますが、さてどうすればいいかという技術的な問題にまで入つた御意見は、まだ拝聴できないのが実情でございます。大部

分がやはり内地米が六日とか七日とかいうような都市の者は相当やみがあるという不満、そのやり方の拙劣さ等についての御批判が相当多いのでございます。いづれにしても配給を今すぐやめて価格がどうなるかということについて、どなたも明確な見通しもないもので、政府自身もはつきりとしたことは言えないものでありますので、その点がまだ非常にや／＼とした意見が多いのであります。配給をやめてしまえ、こういう御議論は今のところ一つも出ておりません。

価格につきましては、いわゆる一本価格にしろという意見、皆様そういう主張が多いのであります。その一本価格にしろという意見の中にも、高く一本にしろという意見ではない一本にしろという意見と、内容を見ますというあるようでありまして、そこらもまだ統一した意見として協議会としてはまだまとめておりません。

結局今までのおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

われ／＼といたしましては、少くとも二十九年産米に対する政府としての意見をまとめますために、なるだけ御意見を出していただき、それを参酌したいという念願を持つてあせつておりますが、そうたび／＼続けてやるわけに参りませんので、一応今のところ全部の御意見は出ておりませんが、も

約数でも出してまとめていただければ結構でございます。政府みずからは今のところ案を提出しようという考えはございません。

一応の経過はさようでございます。○足庵委員 東畑次官にこの際伺いたのであります。食糧対策協議会が設けられて、前後九回にわたつて御審議になつた模様は、ただいま拝承いたしました。ただ、まだ何らの結論に達しておらないし、また政府も政府案なるものを出しておらない、こういう御意向のようでありまして、最近の政府の食糧政策をい／＼な角度から見て参りますと、国内における増産政策というものを非常に軽く取扱ひ出して来た。すなわち輸入小麦に依存をして、戦争中あるいは戦争前、戦後にわたつて国内農民の多大の犠牲の上に確立されたつある国内自給の生産態勢をみずから崩壊させるような方針をとつておるやうに、私も見受けするのであります。これは昭和二十九年のデフレ政策算のしわ寄せの農村に及ぼす影響と相まちまして、農村においては非常に事態を重視し、政府の今後の施策のあり方について心配をいたしておるのであります。その一つの現われといたしましては、五月二十五日、経団連の総会という公式の機会において小笠原大蔵大臣は、米価政策について言明を行つておられる。すなわち従来の米の価格決定については生産者擁護の傾向が強い、従つて、本年度においては消費者の立場を重視して、従来の生産者偏向の米価政策を是正すると、はつきり大蔵大臣の資格において経団連に媚態を呈し、低賃金の基礎に本年産米を

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

御意見を今のおもしろい論点は、総論的なものと、それから供出、配給、価格、こういう四つの論点について各意見が出ておるといふのが現実でございます。そのほかは政府に対して資料の要求が相当ございまして、現実の資料等は相当提供いたしております。

ができませんわけでありまして、五名増員をしたというふうな結論が出たわけでありまして。

米価審議会はまず米価をきめなければならぬのでありますので、目下急いで実入選中でありまして、各候補者の方の御了解を得るのに時間がかかっておりますが、少くとも六月早々には発令するようにしたい、こう思つておつておられるのが現状でございます。議員の方の方はこれはもはやきまつておりますので、その他の方の御了解を得たいと折衝中でございます。

それから食糧対策協議会と米価審議会の問題でございますが、食糧対策協議会の方は、米価審議会のような価格そのものについて、非常に技術的な御意見を聞こうとは思つておりませんし、またそういう御意見をお述べになりました場合には聞かざるを得ないのでございまして、われ／＼はそういうことは期待しておらないのであります。管理制度の根本というような問題を主として出していただきまして、政府としての考え方に何らかしい御意見を聞きたい、価格そのものにつきましては、あくまでも米価審議会を尊重いたしまして、これは御諮問をしてきめていただくという方がいいではないか、食糧対策協議会と米価審議会とは決して矛盾をするものでもなし、またそういう御意見も現実突は出ておりませんので、この点は決して両者が矛盾をするということはないものである、こういうように過去八回の御意見を聞いた結果からも言える、こういう考えでございます。

おける大蔵大臣の発言は、一種の生産者に対する挑発的言辭であると同時に、米価政策の転換の、大蔵大臣としての正式発言であると私どもは考えるが、農林省としては、大蔵省がかかる政策の大転換を言明するに至る今日まで、拱手傍観してこれを見のがしておつたのかどうか。これは新聞報道でありまして、速記録を眺んでおりませんが、あの発言中にはききわめて重視すべき要素を含んでおります。すでに本年の予算米価においては、昨年の実質米価に下ること二百円を越えておることは農林当局もよく御存じの通りであります。予算米価においでしかり、なおさらに大蔵大臣が公的発言を行うにあたり、従来の米価政策中生産者米価に重きを置き過ぎた、これを本年は消費者中心に引下げるのである。いかに従来米価政策が生産者偏重のきらいがあつたかのごとき言を用いておるのであります。従来米価が必ずしも生産者偏重どころか、むしろ輕視であつたといふことは、長くわれ／＼が叫んで参つたことは御存じの通りであります。この大蔵大臣の言明については、機会を得て他日また究明することといたしまして、農林省はこの大蔵大臣の発言に対してはどのような見解を持つておるのであるか、これを暗に肯定して今後進まんとしておるのであるか、従来の生産者米価が非常に生産者本位に傾き過ぎておつた、これを是正するのである、こういう方針で今後を進んで行くのであるか、これは御存じないならばいたし方ありませんが、おそらく農林省としても、この発言については重大関心があるはずであらう

と私は思います。この点について御所見があれば、この際承つておきたい。
○東畑説明員 大蔵大臣のお話は直接私は聞きませんが、実は新聞を通して知つたのでございまして、われ／＼として、農林省として反省すべき点、生産者米価をどう高くしておる、そういうことでは実はないと思ひます。大蔵大臣あるいは大蔵省方面からの御非難の非常に大事な点は、義務供出量と超過供出量を含めておの／＼の価格をきめながら、結果としては義務供出量が非常に少い。超過供出が多くなつて、結果として実質手取りが初め予定したより非常に多くなるのじやないかということ、農林省そのものの米価政策といふことが、集荷政策の不信であるという声は非常に強いのではあります。それが非常に抽象的になりますと、非常に甘い米価をつつたといふ形で表現をされます。米、米価そのものをきめました場合の価は、決して農民のために有利になつておるかという御発言ではないと私は考へておるのであります。むしろそういう農林省の悪意は決してないのではありませんから、努力はするのであります。結果として非常に違つて来ると、それが財政負担を多からしめるし、赤字を出すということに対する痛烈な御非難があらはれて、これが二回結果が出たのであります。そういうことがわれ／＼に對しては、御非難をされるゆゑんであります。これはわれわれとしましては反省すべきことは非常に反省しなければならぬじやないかというように実は考へております。が、その他の点になきましては、おそれる、足鹿先生と同じ

意味において、農業を圧迫しあるいは農民を圧迫するやうな米価を好んでつげようというやうな考え方は、政府部内でも決してないというように実は確信いたしておる次第であります。
○足鹿委員 時間がありませんから、ごく一通りの問題だけを私さうは、お尋ねしておきたいと思ひますが、この麦の増産政策について政府はいかやうな方針をもつて今後臨むつもりであるか、今度の東畑次官の渡米も、首相のおともということは事實であります。アメリカだけにどめてお歸りになるやうに聞いておる。従つて農林省の最高幹部として特に渡米されるといふことは、おそらく経済援助の問題になつておるM S A 小麦の問題、あるいはこれに関連する食糧輸入の問題について使命を帯びておられるやうにわれわれ思ふのであります。それでなくとも外麦依存の政策はすでに農村に大きく反映をし、昨年においては小麦の大量減反がすでにもう始まつておる。従来戦争前、戦争中、戦後において必死の麦の増産政策を行い、農家にあらゆる犠牲を強要して、経営形態までも一変せしめて小麦の増収の成果をあげた今日、この成果を一夜にしてくつがえすかごとき政策をみずからとらうとしてありますが、これは非常に重大な影響を農家経済に及ぼすのみならず、ひいては日本の農業問題全般に及ぼす大きなきつかけをつくるものであると私どもは考へて心配をいたしておるのではありませんが、政府は外麦依存の政策を排して、国内産麦の増産政策に邁進するといふ農林省としては基本政策を持つておるのかどうか。少くとも現状で推移して行くならば、麦の増産はお

るか一大減産に達するであらうと思ふ。幸いにして昨年から本年にかけては、麦の成育状態は、相当の障害があつたにもかかわらず豊作を伝えられておる。この機会に外麦が大量輸入されることになりまますならば、麦の市況は著しく悪化する事は必至といわなければなりません。しかも政府が今回定めようとしておる昭和二十九年産麦の政府の買上げ価格につきましては、加算額を廃止するとかあるいは修正、パリティ方式に基づくか、いろいろ審問伝えられておることはあなたも御存じの通りであると思ひますが、この国内産麦の外麦による圧迫、また一般市況の悪化、あるいは政府の買上げ価格によつてさらに市況を左右する重大なる買入れ価格の決定について麦の増産政策については、外も、昨年の方式を著しく歪曲して行こうといふ方式を現在準備しておると伝えられておりますが、この点について麦の大量輸入にもかかわらぬかやうにして国内産麦の増産政策を堅持する所存であるか、その一環として昭和二十九年産麦の買入れ方式について、基本的構想はどういうふうな持っておるか、この点についてこの際所信を明らかにしていただきたい。

○東畑説明員 外麦輸入はM S A に関連しまして前谷長官からもたび／＼御説明をいたしておると思ひますが、農林省といたしましては、実は特に重要な問題でございまして、慎重に需給の推移というものは検討いたしておる。外麦を入れましたがゆゑに日本の農民の圧迫になるというやうな形の輸入というやうなものは、これは絶対にいたさないつもりでございます。あくまで需給というものを精密に検討い

れということをお願いなわけです。あれは向うのナンバー・ツーが来ておる、われ／＼が見たところでも非常に悪いように思ふのです。夾雑物が多い、しかもからが非常にまじつておる、これは真空中で吸い上げて、ハツチの半分以下になつておるのでありますから、下へは重いやつが沈んでおるのです。ところがハツチをあけたときのものは、その夾雑物が軽いから上へ出るでしょうが、大久丸の船員に聞いてみると、常に積んで来るものよりははずつと夾雑物が多いというのです。価格の問題は資料要求をしたようですが、船が入つて来ておることで積み込んですぐ発送すると言つておるから、まだ価格がわからないというところはおかし。これは至急にあの価格の提示と、いま一つは横浜の所長に言つておきましたから、あの検査がナンバー・ツーの規格に欠けておるか欠けてないか、それは十日ほど前ですからもうでき上つておると思ふのです。ですから、それを至急農林委員会に、あしたでも提示願いたい。それだけ要求しておきます。時間がありませんしほかの質問者もたくさんありますから、資料だけ要求しておきます。

○井出委員長 井手以誠君。
○井手委員 簡単に東畑次官にお尋ねします。先刻足鹿委員の質問に対して、MSA小麦は平均八十七ドルとお答えになつたようでありますが、従来は小麦協定の価格と同じだ、準じてやるといふ言明が繰返し各委員会で行われておりましたが、そうしますと従来の言明は間違ひであつた、うそであつたということになりますね。
○東畑説明員 ちよつと私の発言で誤

解を招いたと思ひますが、小麦協定の価格と違わないのであります。ものによつて非常に差が出て参ります。外船の場合と内船の場合とのドルの違いを言つておられますので、誤解を招くまいのであります。あしたすつかり資料を提出いたしましたお話し上げられた方がいいと思ひます。私が八十七ドルと申し上げましたのは、米国船のMSAのものでそういうものがあるというのを申し上げたのであります。まだプランであります。小麦協定で来るものと実質的に違ひはないと思ひます。ただ日本船で来る場合は非常に違つて来る、こういうふうに御了解を願ひたいと思ひます。

○井手委員 その点さらにお尋ねしたいと思ひますが、資料を提出するということでありまして、資料を拜見した上であらためてお尋ねしたいと思ひます。
次に米食率のことについてお尋ねをいたします。従来二十八年産米の作況にかんがみまして、米食率はかわらなにかといふことを繰返し、当委員会においても質疑をいたしましたところ、政府は米食率は絶対にかえない、こういう御答弁をなされましたし、他の機会においてもしばしばさうな言明があつたのであります。と申します、消費率においては本年の春ごろの内地米七、準内地米二日、外米六日といふこの量がかわらないものであるといふ建前です。承と申しますか、承つておつたのであります。ところが最近になりますと、消費率においては内地米六日、準内地米三日、外米六日といふうちに内地米が減つて参りまして、確かにこの点においては米食率は内容がかわつておる、かようにに考えておりますし、消費地はいろいろ問題が、紛議が起きておつたのであります。また生産率においては、絶対に外米は配給しないから供出してもらいたいという督促をいたされておることも私は聞いております。特に当局は外米を配給しないという公約のもとに供出を督促されておる、これは間違ひないところでありまして、ところがその生産率に対して最近外米がどん／＼天くだり的に配給されておる。これを考えますと、米食率はかえないという当局の約束は、明らかに履行されておらない。破約されておる。公約が無視されておるということが言えるのであります。もちろんこの点について、外米も米である。吉田内閣のお得意の弁である軍備論から言へば、三百代言的な言葉から申せば、外米も米であると逃げられるかもしれないけれども、これはもう常識の問題であります。米の供出、配給については、そういう三百代言的な言葉は許されないのであります。この際間違ひであつたら間違ひであつた、不明であつたら不明であつた、その点を明らかにしてもらいたいと思ふのであります。米食率はかわつておる、内容はかわつておることは明らかでございます。その数字の上になつて御答弁をいただきたいと思ふ次第であります。これは消費率においても生産率においても重要な問題でございますので、ひとつ東畑次官からはつきりした御答弁を願ひたいと存じます。

○東畑説明員 米食率の問題につきまして、従来政府が相当御非難をこうむつておりました点は、米は非常な不足物資であるにかわらず、米の食ひ量が非常に豊によつて違ふ。これはなるだけ均衡化すべきではないか、こういう事は御意見が強かつたと記憶しておりますが、遺憾ながら操作その他のこと等で、なか／＼これを実行することと等々、なかに、現実のような二十日と十五日といふような形で参つておるのであります。二十日地区あるいは十八日地区等におきましては、どうしても内地米のみを配給する。都会におきましては、内地米が九日程度というので、まあ安定した形で来ておるのであります。われ／＼といたしましては、これをいして変更しようという気持は実はなかつたのであります。むしろそういうことで一番保守的であつたのは農林省ではないかと思ひます。食糧庁がその最保守的なものであるといふように考えておるのであります。遺憾ながら米の集荷が、昨年の異常な天候のために悪くて、六月以後東京都へは六日より内地米が配れない。精麦等をまぜるといたしても、まぜるべき内地米自身が足らぬのではないかといふので、精麦等もなか／＼配れないかつたという実態に照しますと、はなはだ遺憾でございますが、一月に六日の米の配給であつては、配給というものはおかしじやないかといふような飛躍した議論が実は出て参りまして、農林事務当局といたしましていろいろなことで供出をお願いしておるにもかかわらず、やむなく一日だけ都会の配給をふやしたいといふ念願のもとに、先のこととは別であります。本米穀年度は、ひとつがまんをしていただきましたといふので、実は経済部長さん等を呼んで懇談したのであります。全部に実は御反対があつたのでございます

けれども、六日の内地米というのはあまりにも実は少いといふことで、われわれ責任をもつて押しつけたような結果であります。苦しい事情を御了承を願ひまして、米食率について切つた、切らぬといふ私は三百代言みたいなことは申しませんが、そういう事情でありますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○井手委員 私は東畑次官はきわめて良心的な優秀な次官だと聞いております。ところが今聞いてみますと、配給の不均衡は正のために生産率にはごしんぼう願つておる、こういう御答弁が参りました。生産率にも内地米を減らして外米を入れておる。どこにそれでは余つた米をおやりになつておるのか。私が聞いておりますのは、何回となく繰返し言明された、米食率はかえない、内容においてもかえないといふ言明が、今日において明らかに誤つていた、生産率に対しては約束を無視して内地米の配給日数を減らした、これは明らかにわれ／＼が何回も念を押したにもかかわらず、ああいう言明をされた当局の不明のいたすところではないかといふ氣持を私は持つておりますので、この際重要な問題になつております米食率について、あつさりした当局の所信と申しますか、おわびと申しますか、そういうことをお願ひしたいと申し上げておる次第でございます。不均衡は正では私は決して納得いたしません。もし不均衡は正といふならば、内地米が消費率にも減り、生産率にも減るといふ理由は成り立たないものであります。これは供出の關係もあ

わつておる、かようにに考えておりますし、消費地はいろいろ問題が、紛議が起きておつたのであります。また生産率においては、絶対に外米は配給しないから供出してもらいたいという督促をいたされておることも私は聞いております。特に当局は外米を配給しないという公約のもとに供出を督促されておる、これは間違ひないところでありまして、ところがその生産率に対して最近外米がどん／＼天くだり的に配給されておる。これを考えますと、米食率はかえないという当局の約束は、明らかに履行されておらない。破約されておる。公約が無視されておるということが言えるのであります。もちろんこの点について、外米も米である。吉田内閣のお得意の弁である軍備論から言へば、三百代言的な言葉から申せば、外米も米であると逃げられるかもしれないけれども、これはもう常識の問題であります。米の供出、配給については、そういう三百代言的な言葉は許されないのであります。この際間違ひであつたら間違ひであつた、不明であつたら不明であつた、その点を明らかにしてもらいたいと思ふのであります。米食率はかわつておる、内容はかわつておることは明らかでございます。その数字の上になつて御答弁をいただきたいと思ふ次第であります。これは消費率においても生産率においても重要な問題でございますので、ひとつ東畑次官からはつきりした御答弁を願ひたいと存じます。

○東畑説明員 米食率の問題につきまして、従来政府が相当御非難をこうむつておりました点は、米は非常な不足物資であるにかわらず、米の食ひ量が非常に豊によつて違ふ。これはなるだけ均衡化すべきではないか、こういう事は御意見が強かつたと記憶しておりますが、遺憾ながら操作その他のこと等で、なか／＼これを実行することと等々、なかに、現実のような二十日と十五日といふような形で参つておるのであります。二十日地区あるいは十八日地区等におきましては、どうしても内地米のみを配給する。都会におきましては、内地米が九日程度というので、まあ安定した形で来ておるのであります。われ／＼といたしましては、これをいして変更しようという気持は実はなかつたのであります。むしろそういうことで一番保守的であつたのは農林省ではないかと思ひます。食糧庁がその最保守的なものであるといふように考えておるのであります。遺憾ながら米の集荷が、昨年の異常な天候のために悪くて、六月以後東京都へは六日より内地米が配れない。精麦等をまぜるといたしても、まぜるべき内地米自身が足らぬのではないかといふので、精麦等もなか／＼配れないかつたという実態に照しますと、はなはだ遺憾でございますが、一月に六日の米の配給であつては、配給というものはおかしじやないかといふような飛躍した議論が実は出て参りまして、農林事務当局といたしましていろいろなことで供出をお願いしておるにもかかわらず、やむなく一日だけ都会の配給をふやしたいといふ念願のもとに、先のこととは別であります。本米穀年度は、ひとつがまんをしていただきましたといふので、実は経済部長さん等を呼んで懇談したのであります。全部に実は御反対があつたのでございます

は、生産県が二十日の米食率、消費県において十五日とおつしやつたが、これは前からの既定方針なのです。ところがこの前の委員会で食糧問題を取上げるときに、どこにその原因があるのかわりませんが、だん／＼米食率が悪くなつて行く、品質が悪くなるということでは、外米を食わされるということでは、もうおそろしく今では十日を切れて六日か、七日くらいになつておられるのではないかと思う。そこまで追い込んで来ているが、外へ出てみるとやみ米がたくさんある。料理屋へ行くときやみ米を食つている。皆さんもそれを食つている。そういう調子になると、そこに配給なりあるいは集荷なりの欠点が出て来たわけだ。そこでその集荷なり配給の欠点に対して、たとえば集荷においては二千万石と踏んでおられる。非常に不作であつた、こう称したのかもしれないけれども、供出量を二千万石と踏まれておられる。資料と違つてもいいけれども、私はそう記憶しておられる。ところが実際の集荷の面において、昨年十一月ないし十二月ごろまでには大体一千万石くらいの目標を達するだらうと思つたが、それを達しなかつた。そういうような大きな欠陥が出て来る。どこにその欠陥があるか。一番の問題は集荷と配給が不十分だ、そのために実際の割当の問題が数量的に間違つて来ている。部長もそこにいらつしやるからよく考えてもらいたい。その結果今度配給率を十五日からとたんにあるいは七日、あるいは六日に切り下げて来ておられる。ところが片一方では強権を發動してまで集荷をし

ておられる。あなた方がそういう見通しを立てて消費者に安心をせよといつて打

出しておりながら、責任が果されぬ場合には何の罪にもならぬということ、あなた方自身の良識の問題なのです。そういうことに関してあなた方はどういふふうな責任をとり、今後においてそれをどういふふうな正しい打出しをし、そして消費者並びにそれらに關連するものをどういふふうな安定をさして行くかということが打出されなければならぬ。それに関してどういふふうなお考えを持つていらつしやるか。

は、私はどうしてもやらなくてははいかぬ問題じゃないか、こういうふうに考へております。

○東畑説明員 食糧管理制度が相当ゆるんで参りまして、制度の持つておられる本来の目的から大分逸脱いたしました。これがやみ価格が横行するといふ現象につきましても、政府として率直に認めます。しかるがゆゑに、食糧管理制度的根本的な再検討の問題がいろいろな立場から論議されて、政府としてましてもこうしたからよいという案が、実は率直に言つて出て来ないのであります。非常に長期の見方をする人、短期な見方をする人がございまして、食糧問題は両方がある。行かぬという問題であります。なか／＼結論がつけにくいので、先ほど申し上げましたように御意見があるかというのを政府に一本として答申される段階にまだ至つていない、こういうのであります。二十九年産米を控へまして、われ／＼はそれまでに少くとももう少し明朗な何らかの案をつくりたいと努力はしておるのであります。遺憾ながらその段階に至つておりません。しかし二十九年産米から何らか改善しなければならぬということ

は、私はどうしてもやらなくてははいかぬ問題じゃないか、こういうふうに考へております。

○川俣委員 ます東畑次官に一点だけお伺いしておきます。

あなたには近くアメリカへ行かれるそうですが、行かれる前にあなたの政策というのか、それをお伺いしたい。この間MSA協定でいただいた小麦、しかも食糧庁であなたが関係されて入札させた大きい会社に入札した小麦がある、これが買入れた小麦が大体二等麦で、一六%の異種物または夾雑物、こわれた麦等が入つておる、一六%といふのは二等麦の基準だということですが、入札される場合にどういふわけ方で二等麦以上というふうな入札のされ方をしたのですか。これは内地の麦価をきめる上から言へば大きな異なつた入札の仕方です。どうしてこういう入札の方法をとらなければならなかつたか伺いたい。

○東畑説明員 二等麦以上という形で入札したかどうかということにつきましては了知いたしておりませんので、お答えを申し上げるわけに行かないのであります。要するにMSAで入りますにしましても外貨予算を組み、普通の取引という形でこれを入れたといふ強い念願であらう契約ができております。異なつた入札をしたかどうか、別段よく了知いたしておりませんので、よく調べました上で関係官から御説明いたしたいと思ひます。

です。二等麦が一番割高なものなんです。そういう一番割高なものをおえ入札されたということに問題があるのです。なぜかという、二等麦の精製度と製粉度と一等麦の製粉度というの非常に大きな開きがある。製粉会社は聞いてごらん下さい。二等麦の製粉の歩どまりは非常に悪いのです。悪いものもいゝものも一緒に入札しなければならぬというの一体どういふわけなんですか。一等幾ら二等幾らといふ入札をしたらい。トシ数だけきめて、二等以上であればいいということになるから、一番安い割のいい二等麦を買つて来る。これを製粉にまわしてみると、一番割の悪い麦を買入れて来るといふことになるのでないですか。歩どまりの悪いものをわざわざなせ買わねばならぬのですか。歩どまりのいい一等麦と二等麦の開きがわずかしかなければいけません。一等麦の方がどれだけいいかわかりません。高い船賃をかけて、砂やあるいは夾雑物が入つておるのに運賃をかけて買つて来る人がどこにいますか。高い運賃を払うのに砂の運賃を払わなければならぬようなばかなことはないじゃないですか。夾雑物をなせ買つて来なければならぬのか。日本のような食糧の足らないところへ持つて来るときは、いゝものを買つて来て、できるだけ船賃にそういうむだな経費をかけないことが望ましいことではないか。これはだれでもわかることなんです。長い間食糧庁長官をやつておられたのだから、そのくらいのことはずすでおわかりになつていなければならぬはずなんです。日本の米でも麦でも、一等と二等との間はなぜあんなに開きを

つけるかという、歩どまりが悪いからだといつて、あなたは特に大きな開きをつけて今までおやりになつておられたではないですか。精白度が悪いからということ、一等米、二等米と三等米、四等米とで精白度が非常に違つておる、歩どまりが悪いということであれだけの開きをつけておられる。数字は別ですけども、あなたがかつておつておられたのだから、その点は十分おわかりになつておられるはずなんです。それなのに歩どまりの一番悪い夾雑物の多い、一六%も夾雑物の加わつておるようなものをなせ買わねばならぬのですか、この点お答えを願ひたい。

○東畑説明員 よく取調べましてお答えしたいと思ひますが、奥蔵はあなたの御意見の通りだと思ひます。それを實際どういふふうに行つておるかということについては、私実は了知いたしませんので、訂正すべき点があれば訂正したいと思ひます。第一船につきましては調べまして御報告いたします。

○川俣委員 知らないなんて、あなたは食糧庁長官をやらなかつたら別です。こんなことはひつこいと思つて、大體今までコンマーシャルのときは一等麦を買つて来ているのです。今度だけそうなんです。今後もうらましい。日綿のだれかに聞くと、食糧庁の方針であり、政府の方針のようですよ。今後この商社の取消しをいたしますかどうか。この点もう一べん伺いたい。

○東畑説明員 先ほど申し上げました通りに、よく実情を調べましてお答え

つけるかという、歩どまりが悪いからだといつて、あなたは特に大きな開きをつけて今までおやりになつておられたではないですか。精白度が悪いからということ、一等米、二等米と三等米、四等米とで精白度が非常に違つておる、歩どまりが悪いということであれだけの開きをつけておられる。数字は別ですけども、あなたがかつておつておられたのだから、その点は十分おわかりになつておられるはずなんです。それなのに歩どまりの一番悪い夾雑物の多い、一六%も夾雑物の加わつておるようなものをなせ買わねばならぬのですか、この点お答えを願ひたい。

をいたしたいと思いますが、政府として特に悪い麦を、MSAであるがゆえに買うということになっておりません。わざ／＼外貨を組んで、普通の貿易のような形で入れるということに努力したのであります。その点は食糧庁は非常に努力をして、MSAであるために悪い米や悪い麦を買わぬようにしたのであります。そういうことではないように思っております。第一船の入札等がどういふことになっておりましたか、知りませんので、この点は調べました上でお答えいたします。

○川俣委員 これは一船も二船を全部同じです。今度の分は二等麦以上という入札の仕方だそうです。これはたまたま一船に二等麦が入つて来たのと違うのです。あなたのところの入札の方針が二等麦以上ということだそうです。だから一等麦を持つて来てもいいし、二等麦を持つて来てもいい。これが入札の方針です。最高方針です。次官は知らないと言われてもこれは基本の方針です。一船だからたまた／＼悪いものが入つて来たという問題じやない。一六％というのはアメリカの固定基準です。それ以上入つていくかいないか別問題です。日本で一等と二等の開きが一六％の夾雑物のあるものということになるたいへんな開きです。四等米と五等米の開きをこらんなつてくたさい、ごくわずかのことで価格があれだけ相違している。アメリカでは一等麦と二等麦は幸いあまり開きがないらしいが、そうならばそうなるほど歩どまりのいい一等麦を入れるということで行かなければならないと思ふ。あなたは今度アメリカへ行つたら、一等麦と二等麦を見てこらんなさ

い。どつちがいいかということをしつくり見つけて来なければならぬ。ただ漠然と行くならば旅費を損するだけです。その意味で申し上げるのです。よろしくごさいませ。

○井出委員長 食糧問題に関する質疑はこの程度にとどめます。

○井出委員長 この際お諮りいたしました。ただいまの食糧管理制度等の問題についてはきわめて重要でありますので、従前からの申合せの通り会期終了の後にもなお継続して調査検討を加えることを旨途に、本委員会に小委員十四名よりなる小委員会を設けることにいたしましたと思ひますが、これに御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認めます。

○井出委員長 御異議なしと認め、追つて公報をもつて指名いたします。

○井出委員長 なおこの際小委員の補欠選任についてお諮りいたします。目下林業に関する小委員三名、蚕糸に関する小委員六名、それ／＼欠員となつておりますが、その補欠を委員長において指名するに御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認め、林業に関する小委員に
福田 喜東君 川俣 清首君
中村 時雄君を、

また蚕糸に関する小委員に
福田 喜東君 金子與重郎君
井谷 正吉君 中澤 茂一君
中村 時雄君 安東 覺君

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○井出委員長 速記を始めて。

○井出委員長 速記を進めます。本案に対する質疑はごさいませぬか。別に質疑もないようでありますから、これにて質疑は結局いたしました。

ただいま本案に対し中村時雄君、吉川久衛君よりそれ／＼修正案の提出がありました。これより逐次提案趣旨の説明を願います。中村時雄君。

日本中央競馬会法案に対する修正案
日本中央競馬会法案の一部を次のように修正する。
目次中「第六章 解散(第三十五条)」を「第六章 雑則(第三十五条・第三十六条)」に、「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に改める。
第十三条第四号中「議会の議員」を「議会の議員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加

六 競馬会が行う競馬に關係する馬主
第十八条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 競馬会が行う競馬に關係する調教師及び騎手を代表する者
第二十條第二項第三号中「競馬」の下に「(馬術競技を含む。)」を加える。

第二十七條第一項中「百分の十」を「百分の十一」に改める。
第三十五條の前の「第六章 解散」を「第六章 雑則」に改め、第三十六條を第三十七條とし、以下一條ずつ繰り下げ、第六章中第三十五條の次に次の一條を加える。
(国庫納付金の畜産業振興費等への充當)

第三十六條 政府は、第二十七條の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、有畜農家創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十号)第四條及び酪農振興法(昭和二十九年法律第 号)第八條第一項の国の補助のための経費、馬の伝染性貧血症の試験研究施設に要する経費その他畜産業の振興のために必要な経費並びに民間の社会福祉事業(公の支配に属しないものを除く)の振興のために必要な経費に充てなければならぬ。この場合において、社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てる金額は、国庫納付金の額のおおむね四分の一に相當する金額とする。

2 前項の規定の適用については、

金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。
附則第九項中「前項」を「附則第八項」に、附則第十三項中「第十項」を「第十二項」に改め、附則第九項を附則第十一項とし、以下附則第十七項まで二項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の二項を加える。
(第十三條の特例)

9 この法律の公布の際現に国営競馬の事務に従事する政府職員は、第十三條第四号の退職から任命までの期間に關する制限にかかわらず、競馬会の設立当初の役員となることのできる。
(第二十七條の特例)

10 この法律施行後一年以内に開催される競馬(一回の競馬の開催期間がこの法律の施行後一年を経過した日以後にわたる場合には、当該開催期間の終了までのものを含む)に對する第二十七條第一項の規定の適用については、同項中「百分の十一」とあるのは、「百分の十五」と読み替へるものとする。
附則第十九項を附則第二十一項とし、以下二項ずつ繰り下げ、附則第十八項を次のように改める。
(地方税法の一部改正)

20 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の四第一項第三号中「及び日本放送協会」を、「日本放送協会及び日本中央競馬会」に改める。
第七十三條の七に次の一号を加える。

十三 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第 号）附則第八項の規定により日本中央競馬会が国から不動産を承継する場合における当該不動産の取得
第三百四十八條第二項に次の一号を加える。
十七 日本中央競馬会が直接その事業の用に供する固定資産

○中村（時）委員 この修正案の一切の問題は、文書をもつてお手元に配付してあるものをごらんになつていただきたいと思ひます。それで修正趣旨の弁明に對しまして一言申して皆さんの御賛意を得たいと思ふ次第であります。日本中央競馬会法案の修正案につきまして、修正案の提案者を代表いたしましてその趣旨を弁明いたします。

この修正案においては、主要修正点は数点ございますが、その第一は原案第十三條の役員欠格事項に関する規定の修正であります。すなわち國務大臣、国会議員、政府職員または地方公共団体の議会の議員の一に該当する者は、日本中央競馬会の役員となることのできないという規定であります。これら公の権力に關係する地位にある者の影響力をできるだけ排除するとの趣旨を考慮いたしまして、その地位を去つて後一年間は競馬会の役員となることができないように修正したのであります。しかしながら競馬会の設立当初は、現在の國營競馬の事務に従事する政府職員が相當數、競馬会の事務に従事しなければ競馬の施行になれた者がいなく、その実施の困難も感じら

れますので附則第九項において第十三條の特例を定め、そのような事態の起らぬように配慮してございます。また第十三條の欠格事由の一つとして、競馬会が行う競馬に關係する馬主を追加いたしました。これは、旧競馬法下の日本競馬会の時代における慣例にも倣ひまして、競馬の公正確保の見地から特に同條第六号としてこの規定を置いたのであります。

修正の第二点は、競馬会の運営審議会の委員は、第十八條第二項に掲げる者のうちから、農林大臣が任命することになつておりますが、同項中第三号として競馬会が行う競馬に關係する調教師及び騎手を、代表する者を追加して、これらの代表者も運営審議会の委員に任命されるように修正したのであります。これは、調教師及び騎手と競馬会の運営とは全く密接な關係があるところより、より公正にして明らかな競馬を行うため、これらの代表者を運営審議会の委員に任命することは意義が深いと考えたからであります。

修正の第三点は、競馬会の行うことができる任意的業務として、第二十條第二項第三号に「その他競馬の健全な発展を図るため必要な業務」と規定されておりますが、この競馬には馬術競技を包含するものであることを明記したのであります。元來競馬と馬術競技とは沿革的に申しまして、またその技術面におきまして關係がいたしましても深い關係があり、競馬の健全な発展をはかることは、當然一般馬術の発展と並行して行われるべきものであるという考えよりいたしまして、このように修正したのであります。

修正の第四点といたしましては、第

二十七條第一項に規定する國庫納付金の割合につきまして、原案の百分の十を百分の十一に修正いたしました。これは、従来の競馬の成績に倣ひまして、また競馬会が行う経営は、國營よりも合理化され、事業の発展も期待できるといふ考えからいたしまして、國庫納付金の割合を百分の十一に引上げる方がよいのではないかと考えたのであります。しかしながら、発足当初におきましては、種々経費のかかる面もあり、また老朽化した施設のうち急急に改善補修を必要とするものがある等の点を認めまして、この法律施行後一年以内に開催される競馬に對しましては、國庫納付金の割合を百分の十・五とする特例を修正案附則第十項に規定いたしました。

修正の第五点といたしましては、競馬会からの國庫納付金につきましては、その使途を限定する規定を新たに設けたのであります。この点に關しましては、原案の第一條に法律の趣旨として、「競馬の健全な発展を図つて」審査の振興に寄与することをうたつておるにもかかわらず、その内容として畜産業の振興に關しましては何ら規定されておらないのみならず、原案の附則第十項におきましては、かえつて競馬法第十一條の二の競馬の収入を畜産業振興に充たすべき規定を削除しておるのであります。これに對しましては、本委員会の審議におきまして、多くの委員各位から種々の批判があつたのであります。すなわち、原案は、競馬法施行の目的をあいまいにするのみでなく、むしろ制度の改悪であり、現段階における競馬の存在意義は、主としてその収益を特定の公益目的に充てる点に存

するといふ論議もなされたのであります。本修正案は、これら審議の経過にかんがみまして、第七條の規定による國庫納付金は、これを全額畜産業の振興及び民間社会福祉事業のために必要な経費に充てるものとしたのであります。ただ従來畜産業の振興経費と申しましても、その費目につきましてはなほだ漠とした解釈が行われておるようでありまして、この本修正案におきましては、有畜農家創設特別措置法及び馬の伝染性血症の試験研究経費を特に規定いたしまして、使途を明らかにするとともに、民間の社会福祉事業の振興のための経費に充てる金額は、民間の社会福祉事業実施の性格にかんがみて、國庫納付金の額のおおむね四分の一に相當する金額とする明確に規定しております。その民間社会福祉事業の振興のため必要な経費とは、社会福祉事業法による共同募金会等社会福祉法人に対する助成、社会福祉事業法による社会福祉事業振興会に対する政府の出資あるいは生活保護法、児童福祉法の規定による民間施設に對する国の補助等をさすものでありまして、これらに對する助成の財源としたのであります。

最後に、原案の附則第十八項は、さきに述べました第十三條の役員欠格事由の特例に關する規定及び第二十七條の國庫納付金の特例に關する規定が附則に追加されたため、第二十項になつておりますが、この第二十項の地方税法の一部改正につきましては、原案においては競馬会には固定資産税は免除になつていなかったものであります。が、競馬会の性格が公社に準ずる特別法人であることから考へて、他の類似

する性格の法人と同様にその本来の事業の用に供する固定資産については固定資産税が免除されるべきと考えまして、地方税法中第三百四十八條第二項の一部改正を行ひましたほか、他の法令の改正の關係から引用条文の整理を行つたものであります。

以上の通りでありまして、何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

○井出委員長 次に吉川久衛君。
○吉川（久）委員 私は日本中央競馬会法案に對する修正案を提案いたしました。簡単にございまして、お手元に配付はしてございましてが朗誦をいたします。

日本競馬会法案の一部を次のように修正する。
第九條中「理事八人以内」とあるを「常務理事四人、理事四人以内」と改める。
第十三條第四号中「政府職員」とあるを「競馬の監督の立場にある政府職員」と改める。
第十四條中「理事」とあるを「常務理事」に改める。
以上の三点でございまして。これはただいま中村委員の修正案に對して補充的な修正でございまして。

まずその理由を簡単に説明をいたします。理由は、本法律案が提案をされた理由を見ますと、競馬の健全な発展をはかるため、國營競馬を引継いで施行する団体として、日本中央競馬会を設立し、その組織及び運営につき定める等の必要があるといふのでございまして。そこで競馬の健全なる発展をはかるためには、國營より民營といふか、団体營にするといふことがよいと

いうのでございませう。すなわち民営に

移す趣旨は、行政整理の意味もあるで
ありましようが、国営より民営に移し
て弾力性を持たせ、より積極的に運営
の妙味を發揮して、競馬の健全なる発
達をはからうというのであります。そ
うであるといたしますならば、第十四
条の役員兼職禁止はこれは民営移管
の趣旨にもとるものと申さなければな
りませぬ。そこで第九条中の「理事八
人以内」とあるのを、常務理事四人、
理事四人以内としたしたのは、第
十四条の兼職禁止の規定の中におい
て、兼職の禁止は常務理事がその適用
を受け、ただの理事はその適用外に置
くという措置でございます。こうする
ことによりまして、役人の隠居所であ
るような感じを去り、しかも今日まで
の国営競馬の不十分な点を補う民営移
管の趣旨を全うすることができるので
あります。すなわち民間人から直接
競馬等の事業に關係のない人、いろい
ろの業界におきまして、それ／＼國際
的な視野の広い、いわゆるスマートな
人々をもこれに参加することを許すこ
とによつて、役人のように、専門的
にあつても、官庁の中で長いこときわ
めて限られた視野の中に閉じ込められ
た人々だけの運営ではなくて、もつと
広い視野の上に立つ、あるいはいろい
ろの事業に経験を持つ人々を加えた弾
力性のある運営をすることが、私は民
営移管の趣旨であると考えますので、
この際、常務理事は兼職禁止の適用を
受けまされども、四名以内の平理事
は民間人を登用してその運営に当らせ
るということが、この民営移管の趣旨
にかなるものであると考えましてこの
修正を行うに至つた次第でございま

す。
なお聞くところによりますと、役員
は相当高確をばむそでございませう
が、平理事に対しては民間人を登用
し、しかも兼職禁止の適用の除外を受
けまされば、その待遇はきわめて
御限を加えてよろしいのではないかと
思ひます。そういうことによつて、冗
費を省いて、できるだけ国庫納付金を
増加せしめ、その額を畜産振興あるい
は社会福祉施策に活用するということ
が私は望ましいと考へておる次第で
ございませう。

それから、原案の第十三条第四号中
の、政府職員とあるを、監督の立場に
ある政府職員といたしましたことは、
ただいまの政府原案あるいは中村委員
の修正案等によりますと、この政府職
員に対するところの取扱ひ方が少し酷
ではないかと考へます。最近行政整理
を行うにいたしましても、われ／＼はこ
れに賛成をするものでございませうけ
れども、整理をされた人々の行き場につ
いての配慮というものがほとんどな
されておりませぬ。それがすなわち行政
整理、人員整理を大きな看板に掲げら
れながら、いつも龍頭蛇尾に終つてい
るところの一つの理由になつておるの
であります。官庁の人心を刷新するた
めに、新陳代謝をするためにも、それ
をしやすくなる措置をこころいふ場所
においても考へておくとおることが必
要であらうと考へますので、あまりに
むずかしい、束縛のある規定を設ける
よりは、若干そこ何か道の開けて行
くような、希望の持てるような道を考
へておく必要がある、こういうよう
に考へまして、直接監督の立場にある

ところの畜産局長のような人々がすぐ
にこの方面の役員に行くというよう
なことは、これはいろいろの弊害等も伴
いますので、制限を加えねばなりませ
んけれども、その他の政府職員が、中央
競馬会の役員になつて行くというよう
なことについては、それほど私はむずか
しい規定を設けておく必要はない。こ
の点をもつとゆるやかにしておいて
よいという考へ方から、十三条第四号
中の「政府職員」とあるのを、「監督
の立場にある政府職員」と改めること
が妥当であると考へた次第でございま
す。

以上のような理由でございませう
で、満場の御賛同をこいねがう次第で
ございませう。
○井出委員長 これより原案及び修正
案を一括して討論に付します。井手以
誠君。
○井手委員 私は日本社会党を代表
いたしまして、中村委員提出の修正案に
賛成し、吉川委員提出の修正案に、遺
憾ながら反対の意を表する次第でござ
いませう。
わが党は軍馬育成に出発した競馬に
ついては根本的に異見を持つておるの
であります。競馬については常に畜産振
興とは言われておりますけれども、今
日の競馬が農耕馬、馬車馬等の改良に
いくばくの寄与をなしておるかという
ことについては、多くの疑問を持つて
おるのであります。さらに今回提案
された民営の民営移管、これによ
つて国庫に売得金の一部程度を納付せ
しめるといふこの構想に對しまして
も、ばくちのてら銭をかせぐようなこ
ういふ案について、私どもの党は多く
の疑問を持つておるのであります。提

案理由には、民営にすることによつ
て、競馬が飛躍的に發展するかのごと
き理由を大きく述べられております
が、その売得金の増加は、提案理由に
よりますとわずか五分であるというこ
とについても疑問があるものでありま
す。その程度では民営に移したとい
う趣旨がきわめて稀薄になるのであり
ます。従つてわが党といたしましては、
国営を民営に移そうという今回の中央
競馬会法案については多くの意見を持
つておりますので、この機会に競馬に
對する根本的な態度をきめようとい
う方針をとつて来たのであります。と
ころがその後に至りまして、私その実態
を把握はいたしておりませんが、私が
憂慮しておりましたようななとかくの
わさが立ち始めたのであります。ま
たそういう情勢下においては、むし
ろそれを通すことが必要だといふ議論
も出て参つたのであります。さらに事
務当局の方からもいろいろと意見を承
りまして、熱意を聞きまして、わ
が党はいろ／＼と検討いたしました結
果、先刻中村委員から提出されました
修正内容、もちろん私もこれをもち
つて満足とは考へておりませぬけれど
も、最小の規模であるこの修正要項を
のまれるということであれば、当面一
部において必要と感ぜられておるこの
中央競馬会について賛成してもよから
うということに方針をかえて、私ども
も修正案提出に参画をいたしました
ところ、幸い多くの賛意を得ました。率
直に申しますれば心から全面的にこの
修正案並びに修正部分を除く原案につ
いて賛成ではございませぬけれども、
当面の事情から申しますれば、われわ
れの最小の意見を組み入れられたもの

としまして、修正案を中心とするこの
法案に私どもは賛成をいたすものであ
ります。同時に先刻も申しますように、
吉川委員提出の修正案には、いろ／＼
事情は申しませぬけれども、残念なが
ら反対の意を表する次第であります。
○井出委員長 これにて討論は終局
いたしました。引続きこれより採決に入
ります。
まず中村時雄君提出の修正案につ
いて採決いたします。本修正案に賛成の
諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕
○井出委員長 起立総員。よつて本修
正案は可決せられました。
次に吉川久爾君提出の修正案につ
いて採決いたします。本修正案に賛成の
諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○井出委員長 起立少数。よつて本修
正案は否決せられました。
次に先ほど可決せられました修正部
分を除く原案について採決いたしま
す。これに賛成の諸君の起立を求め
ます。
〔総員起立〕
○井出委員長 起立総員。よつて日本
中央競馬法案は、中村君提出の修正案
のごとく修正すべきものと決しまし
た。
この際佐藤洋之助君より本案に對す
る附帯決議の提案がなされてお
ります。これを許します。佐藤洋之助君
○佐藤洋之助委員 ただいま可決を見
ました中央競馬会法案は、非常に慎重な
論議を重ねまして、ようやくここに妥
結を見たのであります。今の中村委
員の修正案は、わが党におきまして
これは賛意を表するものであります。

の利用に供する施設（農業用施設を除く）並びに北海道未開発魚田開発の施設であつて政令で定めるものは、これを農業用施設とみなし、これらの災害復旧事業についての第三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「次項各号（第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）の区分に従い、それぞれ当該各号に定める比率」とあるのは「十分の九」と、「当該各号に定める比率をこえて」とあるのは「十分の九をこえて」と読み替へるものとする。

簡単に理由を申し上げますと、昨年続発いたしました九州並びに近畿あるいは静岡等の大風水害の際に本院で成立を見ました農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律はすでに実施になつておるのであります。今北海道を中心とする暴風雪の被害は、ときと場所を異にいたしてはおりますが、その被害の程度は何ら前に申しました昨年の風水害におとるものではないのであります。なほかんづくの極北の地におきまして開拓にいたし、おしんでおる開拓農民の農舎あるいは畜舎、住宅あるいは農業者の共同の利用に供する施設がごとく倒壊を被り、その被害は先般本委員会から各派が正式に現地を御調査になりました報告に基いてみましても明らかであるのであります。これに基きまして九州あるいはその他の昨年の被害並にその補助の率を是正し、国の恩恵を均霑ならしめんとするのがこの修正案の骨子

でございます。特に開拓地に次いで魚田の問題を取上げておるのであります。が、根室地方における災害救助法の適用町村中羅臼村を中心といたします特殊な被害であります。魚田施設が暴風雪によつて壊滅をいたしておるのであります。これらの二つの開拓地の点と魚田施設に対する災害につきましては、前に申し上げましたような十分の九を国が補助してすみやかに復旧し、漁業生産力並びに農業生産力の維持確保に努めるべきである、かように考へる次第であります。何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

○井出委員長 たいま議題となつております本案については、討論を省略して採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○井出委員長 たいま議題となつております本案については、討論を省略して採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○井出委員長 たいま議題となつております本案については、討論を省略して採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

正議決せられました。

次に農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

ただいまの足鹿寛君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○井出委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○井出委員長 起立総員。よつて農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案は、足鹿君提出の修正案の通り修正議決せられました。

ただいま議決せられました本案に対する報告書の作成は、衆議院規則第八十六条に基づき、委員長に御一任願いたしたいと思います。御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

日本中央競馬会法案（内閣提出）に関する報告書

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（芳賀貢君外四名提出）に関する報告書

【都合により別冊附録に掲載】

松山 義雄君 金子與重郎君
吉川 久衛君 足鹿 覺君
芳賀 貢君 川保 清音君
中村 時雄君 安藤 覺君
食糧に関する小委員長 金子與重郎君

【参照】

小委員及び小委員長選任

今二十八日農林委員長において、次の通り小委員を指名した。

食糧に関する小委員

秋山 利恭君 小枝 一雄君
佐藤善一郎君 佐藤洋之助君
網島 正興君 福田 喜東君

第三十七号中正誤

| | | | |
|---|---|-----------|-----------|
| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
| 三 | 一 | 前号に掲げる者の外 | 前号に掲げる者の外 |
| 三 | 二 | 付帯 | 附帯 |
| 三 | 六 | 調整 | 調製 |

昭和二十九年六月一日印刷

昭和二十九年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局